

認定新規就農者向け支援制度

① 経営開始資金 < 資金の補助を受けたい >

就農直後の所得を確保する資金を交付します。
交付額: 年間最大150万円(経営開始後3年間)
※その他、前年の世帯所得が600万以下等の要件があります。

② 経営発展支援事業 < 施設・機械を購入したい >

就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援します。
補助率: 国1/2以内、県1/4以内 (自己負担1/4)
支援額: 最大750万円(補助対象事業費上限1,000万円)
経営開始資金との併用の場合、最大375万円
(補助対象事業費上限500万円)

③ 伊勢原市農地賃借料補助金 < 資金の補助を受けたい >

借り入れている農地の賃借料の一部を支援します。
補助率: 1/2以内
支援額: 年間最大1.5万円(10a当たり5,000円以内、30aまで)

市独自

④ 青年等就農資金 < 融資を利用したい >

農業経営の開始に必要な機械、施設の取得等のための資金について、無利子で資金を借り受けられます。
借入限度額: 3,700万円
※日本政策金融公庫からの借入となります。

(参考) 就農準備資金 < 資金の補助を受けたい >

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生(就農予定時に50歳未満の方)に資金を交付します。
交付額: 年間最大150万円(研修期間中最長2年間)
※その他、研修計画の内容が一定の基準に達している等の要件があります。